

平成 15 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 ブロッコリー
代表者名 代表取締役 木谷 高明
(登録銘柄 コード番号 2706)
問合せ先 取締役財務経理部長
興津 吉繁
(TEL . 03 - 5372 - 6343)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 2 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高めること、並びに今後の新たな人材確保のために使用することを目的として、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員（以下「対象者」と総称する。）

(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 200,000 株を上限とする。

ただし、第 9 期定時株主総会終結後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、下記(5)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

(3)発行する新株予約権の総数

200 個を上限とする。

なお、各新株予約権の行使により発行する株式数は 1,000 株とする。

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権行使時に払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価格」という)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における日本証券業協会における当社株式普通取引の最終価格の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の最終価格(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合には、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

(6)新株予約権の権利行使期間

平成17年5月28日から平成25年5月27日まで

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8)新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。

(注)上記決定は、平成15年5月27日(火曜日)開催予定の当社第9期定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以上